

令和3年

第1回市議会定例会 議案第30号

一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用  
職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用職員の給  
与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定め  
る。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用  
職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15  
号)の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当」の後ろに「, 新型コロナウイルス感染症  
対策作業手当(第15条第1項の規定により特殊勤務手当として支給  
される新型コロナウイルス感染症対策作業手当をいう。第20条第3  
項および第24条第2項において同じ。)」を加える。

第15条を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症対策作業手当)

第15条 当分の間, 職員が次に掲げる作業に従事したときは, 特殊勤  
務手当として, 新型コロナウイルス感染症対策作業手当を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属  
のコロナウイルス(令和2年1月に, 中華人民共和国から世界保  
健機関に対して, 人に伝染する能力を有することが新たに報告さ  
れたものに限る。))であるものに限る。以下この号および次号な

らびに次項各号において同じ。)の患者を収容する施設のうち市長が定めるものの内部またはこれに準ずる区域として市長が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて市長が定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業であつて、市長が定めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触してまたはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円)

(2) 前項第2号の作業 1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあつては、1,500円)

3 同一の日において、第1項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は、支給しない。

第16条第1項各号列記以外の部分、第18条および第19条中「第20条第2項」の後ろに「および第3項」を加える。

第20条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業手当が支給される勤務である場合における第16条、第18条または第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、市長が別に定めるところにより算定した額とする。

第24条第2項中「時間外勤務手当」を「新型コロナウイルス感染

症対策作業手当，時間外勤務手当」に改める。

（函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年函館市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の後ろに「，新型コロナウイルス感染症対策作業手当（第6条第1項において準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）第15条第1項の規定により特殊勤務手当として支給される新型コロナウイルス感染症対策作業手当をいう。第6条第3項および第9条第2項において同じ。）」を加える。

第5条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第6条第1項中「第13条の2」の後ろに「，第15条」を加え，同条第3項中「時間外勤務手当」を「新型コロナウイルス感染症対策作業手当，時間外勤務手当」に改める。

第9条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，時間外勤務手当，夜間勤務手当または休日勤務手当が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業手当が支給される勤務である場合における第6条第1項において準用する給与条例第16条，第18条または第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は，市長が別に定めるところにより算定した額とする。

第11条第1項中「報酬」の後ろに「（次条に規定する報酬を除く。次項から第4項までにおいて同じ。）」を加え，同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬）

第11条の2 当分の間，次に掲げる作業に従事したパートタイム会計年度任用職員には，給与条例第15条第2項および第3項の規定の

例により算定して得た額を報酬として支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この号および次号において同じ。）の患者を収容する施設のうち市長が定めるものの内部またはこれに準ずる区域として市長が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業であって、市長が定めるもの

第12条第1項各号列記以外の部分、第13条および第14条中「第19条第1項」の後ろに「および第2項」を加える。

第15条第1項中「第12条」を「第11条の2」に改める。

第17条第1項中「第19条第2項第1号」を「第19条第3項第1号」に改め、同条第2項中「第19条第2項第2号」を「第19条第3項第2号」に改め、同条第3項中「第19条第2項第3号」を「第19条第3項第3号」に改める。

第19条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、時間外勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬または休日勤務に係る報酬が支給される勤務が新型コロナウイルス感染症対策作業に係る報酬が支給される勤務である場合における第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、市長が別に定めるところにより算定した額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第2条、第15条、第16条第1項、第18条、第19条、第20条第3項および第24条第2項の規定ならびに第2条の規定による改正後の函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例第2条、第5条、第6条第1項および第3項、第9条第2項および第3項、第11条第1項、第11条の2、第12条第1項、第13条、第14条、第15条第1項、第17条ならびに第19条第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年函館市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第9条第1項もしくは第19条第2項」を「第9条第2項もしくは第19条第3項」に改める。

(提案理由)

職員に新型コロナウイルス感染症対策作業手当等を当分の間支給することとするため